

世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画

多様な生き方を認め合い、自分らしく暮らせる せたがやをめざして

(計画案) 概要版

令和 4 年 2 月

「男女共同参画」は持続可能な共生社会をつくるために必要
「男女共同参画」は「せたがや」に豊かな地域社会を築くことにつながる
「男女共同参画」を「我が事」としてとらえ、みんなで進めていくことが必要

第 1 章 計画の背景

計画策定の趣旨と目的

男女平等の実現に向けた取り組みは着実に進められ、法律・制度が整備されてきたが、まだ不十分
「男は仕事、女は家事」という性別役割分担意識、「男だから、女だから」という「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」が社会のあらゆる分野に依然として残っている



地域に最も身近な基礎自治体として、区の地域特性を踏まえ、区民、地域団体、事業者等と連携・協働して庁内横断的に推進するために「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」を策定する
男女共同参画社会の形成に向けて、何がこれを拒み、進展させないのか、根本的な問いかけをしながら現状を見直し、社会経済情勢や地域の実情にあった取り組みをたゆまず展開し続ける
「男女だけではなく多様な性を含めたすべての区民の人権が尊重され、自らの意思に基づき個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会」をめざす

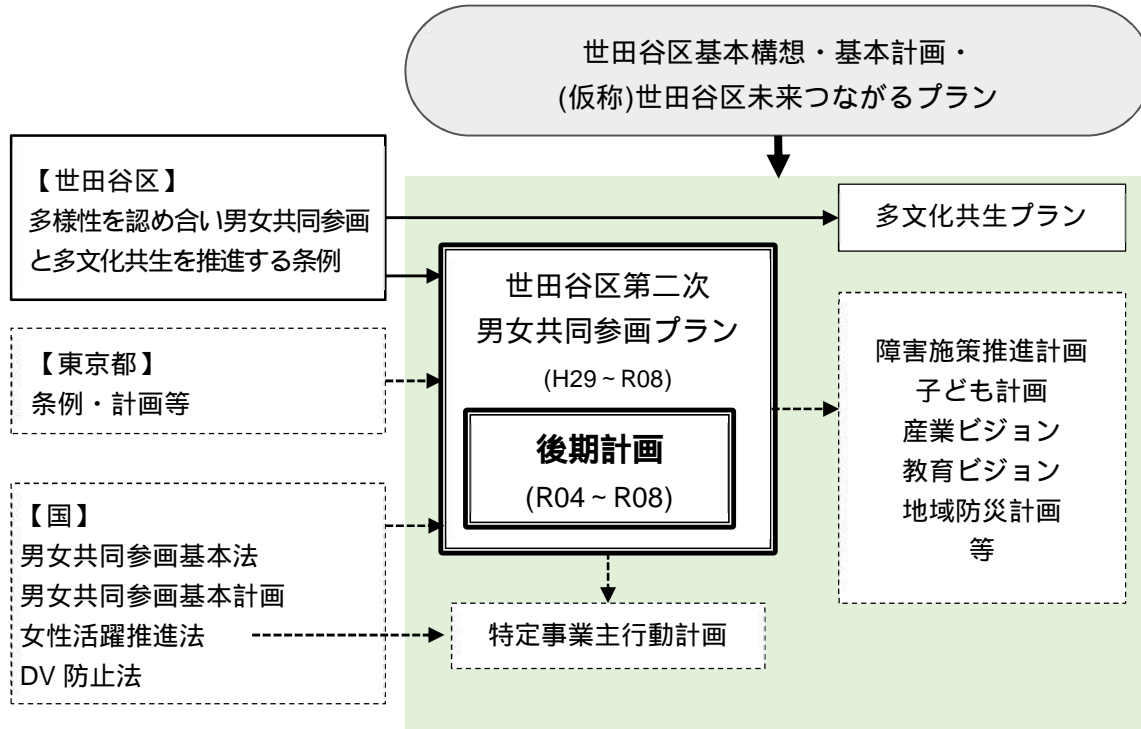
計画の性格・位置づけ

- (1) 男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにする
- (2) 「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に定められた「行動計画」
- (3) 「世田谷区第二次男女共同参画プラン」(H29～R08)を調整する計画
- (4) 「男女共同参画社会基本法」に定める「市町村男女共同参画計画」であり、国等の計画を踏まえるとともに、区の基本計画・実施計画、関連計画、DX推進方針等との整合を図る
- (5) 女性活躍推進法に定められた「市町村推進計画」
- (6) DV防止法に定められた「市町村基本計画」
- (7) 区の地域防災計画との整合を図りつつ、災害対策における男女共同参画を進めるための計画

計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

(今後の情勢等に大きな変動が生じた場合、必要に応じて計画の見直しを行うなど、柔軟に対応)



策定の経過

審議会及び庁内の会議体における検討のほか、関係団体・事業者等との意見交換や区民意見募集を実施し、区民や企業の意識・実態調査の結果もふまえ、多様な意見を反映

国際的な動き、国・都の動き

SDGs に示されたジェンダー平等への新たな目標と取組み

国の「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月)

等

区の動き

「世田谷区パートナーシップの宣誓」(平成27年11月から)

「世田谷区第二次男女共同参画プラン(平成29年度~令和8年度)」

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」(平成30年4月)

新型コロナウイルス感染症が及ぼす男女共同参画への影響

健康から経済、安全、社会保障に至るまでのあらゆる領域において、単に性別だけを理由として、女性及び女兒にとって大きくなっている(国連報告書)

女性の生活・雇用環境に影響を及ぼす「女性不況」の様相を呈していることをふまえ、成長分野等へのシフトに向けた人材育成・就労支援を盛り込む(内閣府研究会提言)

国内では女性の自殺者が増加。区では大きく増えていないが要注視

セクシュアリティについて安心して話せる相手や場所とのつながりが、なくなった、つながりづらくなったと回答した12~34歳の若者が4割弱(民間調査)

顕著化、深刻化した男女共同参画にかかる問題の解決と、社会的危機下においても性別による不平等が増大しない社会づくりが求められる

プランの中間評価と課題、プラン見直しの視点

- (1) 実効性の高い計画とする目標設定と手法の見直し
- (2) 固定的な性別役割分担意識の解消と行動変容を促す施策の充実
- (3) コロナ禍の影響等でさまざまな困難を抱える女性への支援の拡充
- (4) 暴力・ハラスメントに対する包括的な支援体制の構築
- (5) 尊厳と多様性が尊重される施策の充実
- (6) 世田谷区の特性に合わせた推進体制の拡充

第2章 計画の概要

計画の基本理念と視点

第二次男女共同参画プランの「基本理念」「視点」を継承

基本理念 一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現

視点

- (1) 人権の尊重
- (2) 固定的な性別役割分担意識の解消
- (3) あらゆる分野における男女共同参画

計画の目標

目標の達成状況をより明確にするため、数値目標を追加

第3章 計画の内容 / 第4章 計画の推進体制

基本目標		課題	
基本目標	あらゆる分野における女性活躍推進	課題1	固定的な性別役割分担意識の解消
		課題2	女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進
		課題3	女性のキャリア形成と多様な働き方の支援
基本目標	ワーク・ライフ・バランスの着実な推進	課題4	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
		課題5	男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実
		課題6	防災・地域活動等への参画促進
基本目標	暴力やハラスメントのない社会の構築	課題7	配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実
		課題8	性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実
		課題9	暴力を容認しない意識づくり
基本目標	多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築	課題10	性差に応じたところと身体健康支援
		課題11	ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり
		課題12	性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援
推進体制	男女共同参画社会の実現に向けた方策	方策1	男女共同参画センター「らぷらす」の機能の充実
		方策2	区職員の男女共同参画推進
		方策3	推進体制の整備・強化